

令和7年度版 個人タクシー実務必携

道路運送法

資料内の色分け

赤色 語群問題の抜き所

青色 ○×問題の関連文章

緑色 令和7年度改定部

○道路運送法 [抄]

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）と相まって、【道路運送事業】の運営を【適正】かつ【合理的】なものとし、並びに【道路運送の分野】における【利用者】の【需要の多様化】及び【高度化】に【的確】に対応した【サービス】の【円滑かつ確実】な提供を【促進】することにより、【輸送の安全を確保】し、道路運送の【利用者の利益】の【保護】及びその【利便の増進】を図るとともに、【道路運送】の【総合的な発達】を図り、もって【公共の福祉】を【増進】することを【目的】とする。

01 道路運送法 0010

(定義)

第2条 この法律で「【道路運送事業】」とは、【旅客自動車運送事業】、【貨物自動車運送事業】及び【自動車道事業】をいう。

2 この法律で「【自動車運送事業】」とは、【旅客自動車運送事業】及び【貨物自動車運送事業】をいう。

3 この法律で「【旅客自動車運送事業】」とは、【他人の需要】に応じ、【有償】で、自動車を使用して【旅客を運送】する事業であって、次条に掲げるものをいう。

4 この法律で「貨物自動車運送事業」とは、貨物自動車運送事業法による貨物自動車運送事業をいう。

5 この法律で「自動車道事業」とは、一般自動車道を専ら自動車の交通の用に供する事業をいう。

6 この法律で「【自動車】」とは、【道路運送車両法】（昭和26年法律第185号）による自動車をいう。

7 この法律で「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに【自動車道】をいう。

8 この法律で「【自動車道】」とは、専ら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道で道路法による道路以外のものをいい、「一般自動車道」とは、専用自動車道以外の自動車道をいい、「専用自動車道」とは、自動車運送事業者（自動車運送事業を営業者をいう。以下同じ。）が専らその事業用自動車（自動車運送事業者がその自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。）の交通の用に供することを目的として設けた道をいう。

01 道路運送法 0020

第2章 旅客自動車運送事業

(種類)

第3条 旅客自動車運送【事業の種類】は、次に掲げるものとする。

- 一 【一般旅客自動車運送事業】(特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業)
- イ 【一般乗合旅客】自動車運送事業(乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業)
- ロ 【一般貸切旅客】自動車運送事業(1個の契約により国土交通省令で定める【乗車定員以上】の自動車を【貸し切って旅客】を運送する一般旅客自動車運送事業)
- ハ 【一般乗用旅客自動車運送事業】(1個の契約によりロの国土交通省令で定める【乗車定員未満】の自動車を【貸し切って旅客を運送】する一般旅客自動車運送事業)
- 二 特定旅客自動車運送事業(特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業)

※ 「国土交通省令で定める乗車定員」=道路運送法施行規則第3条の2

01 道路運送法 0030

(一般旅客自動車運送事業の許可)

第4条 【一般旅客自動車運送事業】を【経営】しようとする者は、【国土交通大臣】の【許可】を受けなければならない。

2 【一般旅客自動車運送事業】の【許可】は、【一般旅客自動車運送事業】の【種別】(前条第1号イからハマまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。) について行う。

01 道路運送法 0040

(許可申請)

第5条 【一般旅客自動車運送事業】の【許可】を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を【国土交通大臣】に提出しなければならない。

- 一 【氏名又は名称】及び【住所】並びに法人にあっては、その【代表者の氏名】
- 二 【経営】しようとする【一般旅客自動車運送事業】の【種別】
- 三 路線又は営業区域、【営業所】の名称及び【位置】、【営業所】ごとに配置する【事業用自動車の数】その他の【一般旅客自動車運送事業】の【種別】(一般乗合旅客自動車運送事業にあっては、路線定期運行(路線を定めて定期的に運行する自動車による乗合旅客の運送をいう。以下同じ。)その他の国土交通省令で定める運行の態様の別を含む。) ごとに国土交通省令で定める事項に関する【事業計画】
- 2 前項の申請書には、事業用自動車の運行管理の体制その他の【国土交通省令】で定める事項を記載した【書類】を添付しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、【申請者】に対し、前2項に規定するもののほか、当該申請者の登記

事項証明書その他必要な【書類】の提出を求めることができる。

※ 1項3号「国土交通省令」＝道路運送法施行規則第4条第8項

※ 2項「国土交通省令」＝道路運送法施行規則第6条第1項

01 道路運送法 0050

(許可基準)

第6条 【国土交通大臣】は、【一般旅客自動車運送事業】の【許可】をしようとするときは、【次の基準に適合】するかどうかを【審査】して、これをしなければならない。

一 当該事業の計画が【輸送の安全】を【確保】するため【適切】なものであること。

二 前号に掲げるもののほか、当該事業の【遂行上適切】な【計画】を有するものであること。

三 当該事業を自ら【適確】に【遂行】するに足る【能力を有する】ものであること。

01 道路運送法 0060

(欠格事由)

第7条 【国土交通大臣】は、次に掲げる場合には、【一般旅客自動車運送事業】の【許可】をしてはならない。

一 【許可】を受けようとする者が【1年以上】の【拘禁刑】に処せられ、その【執行】を終わり、又は【執行】を受けることがなくなった日から【5年】を【経過】していない者であるとき。

二 【許可】を受けようとする者が【一般旅客自動車運送事業】又は【特定旅客自動車運送事業】の【許可の取消し】を受け、その取消しの日から【5年】を【経過】していない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第6号、第8号、第49条第2項第4号並びに第79条の4第1項第2号及び第4号において同じ。)として在任した者で当該取消しの日から5年を経過していないものを含む。)であるとき。

三 許可を受けようとする者と密接な関係を有する者(許可を受けようとする者(法人に限る。以下この号において同じ。))の株式の所有その他の事由を通じて当該許可を受けようとする者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの(以下この号において「許可を受けようとする者の親会社等」という。)、許可を受けようとする者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの又は当該許可を受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもののうち、当該許可を受けようとする者と国土交通省令で定める密

接な関係を有する法人をいう。)が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から【5年】を経過していない者であるとき。

四 許可を受けようとする者が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第38条第1項若しくは第2項又は第43条第8項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から【5年】を経過していないものであるとき。

五 許可を受けようとする者が、第94条第4項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣が当該許可を受けようとする者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第38条第1項若しくは第2項又は第43条第8項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から【5年】を経過していないものであるとき。

六 第4号に規定する期間内に第38条第1項若しくは第2項又は第43条第8項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、許可を受けようとする者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から【5年】を経過していないものであるとき。

七 許可を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が前各号（第3号を除く。）又は次号のいずれかに該当する者であるとき。

八 許可を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員が前各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する者であるとき。

音声 01 道路運送法 0070

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第9条 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第31条第2号、第88条の2第1号及び第4号並びに第89条第1項第1号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第 1 項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第 1 項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第 1 号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第 1 号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

6 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める運賃及び料金を定めるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

7 国土交通大臣は、第 3 項若しくは第 4 項の運賃等又は前項の運賃若しくは料金が次の各号（第 3 項又は第 4 項の運賃等にあつては、第 2 号又は第 3 号）のいずれかに該当すると認めるときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者に対し、期限を定めてその運賃等又は運賃若しくは料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、旅客の利益を阻害するおそれがあるものであるとき。

二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

三 他の一般旅客自動車運送事業者（一般旅客自動車運送事業を営業者をいう。以下同じ。）との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

※ 1 項「国土交通省令で定める運賃及び料金」＝道路運送法施行規則第 10 条

01 道路運送法 0080

（一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第 9 条の 3 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）は、**【運賃等】**（**旅客の【運賃及び料金】**）（**【旅客の利益】**）に及ぼす影響が比較的 **【小さい】** ものとして国土交通省令で定める料金を除く。）をいう。以下この条、第

88 条の 2 第 3 号及び第 89 条第 1 項第 2 号において同じ。) を定め、【国土交通大臣】の【認可】を受けなければならない。これを【変更】しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の【認可】をしようとするときは、次の【基準】によって、これをしてしなければならない。

一 【能率的な経営】の下における【適正な原価】に【適正な利潤】を加えたものを【超えない】ものであること。

二 【特定の旅客】に対し【不当】な【差別的取扱い】をするものでないこと。

三 他の一般旅客自動車運送事業者との間に【不当な競争】を引き起こすこととなるおそれがないものであること。

四 【運賃等】が【対距離制】による場合であって、国土交通大臣がその【算定の基礎】となる【距離】を定めたときは、これによるものであること。

3 一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を【構成員】とする【協議会】において、【地域】における【需要】に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する【必要】がある【営業区域】に係る【運賃等】について【協議】が調ったときは、第一項の規定にかかわらず、当該【協議】が調った事項を【国土交通大臣】に届け出ることにより、当該【運賃等】を定めることができる。当該【協議会】において当該【運賃等】の変更について【協議が調ったとき】も、同様とする。

一 当該【営業区域】をその区域に含む市町村又は都道府県

二 当該【運賃等】を定めようとする【一般乗用旅客自動車運送事業者】

三 当該【営業区域】を【管轄】する【地方運輸局長】

四 第 1 号に規定する【市町村の長】又は同号に規定する【都道府県の知事】が【関係住民の意見】を代表する者として指名する者

4 前項第 1 号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、【公聴会】の開催その他の住民、【利用者】その他【利害関係者】の意見を反映させるために【必要な措置】を講じなければならない。

5 一般乗用旅客自動車運送事業者は、第 1 項の国土交通省令で定める料金を定めるときは、【あらかじめ】、その旨を国土交通大臣に【届け出】なければならない。これを【変更】しようとするときも、同様とする。

6 第 9 条第 7 項の規定は、第 3 項の運賃等及び前項の料金について準用する。この場合において、同条第 7 項中「第 3 項又は第 4 項」とあるのは「第 9 条の 3 第 3 項」と「当該一般乗用旅客自動車運送事業者」とあるのは、「当該一般乗用旅客自動車運送事業者」と読み替えるものとする。

※ 1・5 項「国土交通省令」＝道路運送法施行規則第 10 条の 4

01 道路運送法 0090

(運賃又は料金の割戻しの禁止)

第 10 条 一般旅客自動車運送事業者は、【旅客】に対し、【収受】した【運賃又は料金】の【割戻し】をしてはならない。

01 道路運送法 0100

(運送約款)

第 11 条 一般旅客自動車運送事業者は、【運送約款】を定め、【国土交通大臣】の【認可】を受けなければならない。これを【変更】しようとするときも同様とする。

2 【国土交通大臣】は、前項の【認可】をしようとするときは、次の基準によって、これをしなければならない。

一 【公衆】の【正当な利益】を【害する】おそれがないものであること。

二 少なくとも【運賃及び料金の収受】並びに一般旅客自動車【運送事業者】の【責任に関する事項】が【明確】に定められているものであること。

3 【国土交通大臣】が一般旅客自動車運送事業の【種別】に応じて【標準運送約款】を定めて【公示】した場合（これを変更して【公示】した場合を含む。）において、当該事業を【経営】する者が、【標準運送約款】と【同一】の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を【標準運送約款】と【同一】のものに変更したときは、その運送約款については、第 1 項の規定による【認可】を受けたものとみなす。

01 道路運送法 0110

(運賃及び料金等の公示)

第 12 条 一般旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。）は、国土交通省令で定めるところにより、【運賃及び料金】並びに【運送約款】を【公示】しなければならない。

2 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、前項に掲げるもののほか、国土交通省令で定めるところにより、運行系統、運行回数その他の事項（路線定期運行に係るものに限る。）を【公示】しなければならない。

3 一般旅客自動車運送事業者は、前 2 項の規定により公示した事項を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、【あらかじめ】、その旨を【公示】しなければならない。

※ 1 項「国土交通省令」＝旅客自動車運送事業運輸規則第 4 条

※ 3 項「国土交通省令」＝旅客自動車運送事業運輸規則第 6 条

01 道路運送法 0120

(運送引受義務)

第 13 条 一般旅客自動車運送事業者（一般貸切旅客自動車運送事業者を除く。次条において同じ。）は、次の場合を除いては、【運送の引受け】を【拒絶】してはならない。

一 当該運送の【申込み】が第 11 条第 1 項の規定により【認可】を受けた【運送約款】（【標準運送約款】）と同一の【運送約款】を定めているときは、当該【運送約款】によらないものであるとき。

二 当該運送に 【適する設備】がないとき。

三 当該運送に関し 【申込者】から【特別の負担】を求められたとき。

四 当該運送が 【法令の規定】又は【公の秩序】若しくは【善良の風俗】に反するものであるとき。

五 【天災】その他【やむを得ない事由】による【運送上の支障】があるとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、【国土交通省令】で定める【正当な事由】があるとき。

※ 「国土交通省令」＝旅客自動車運送事業運輸規則第 13 条

01 道路運送法 0130

(運送の順序)

第 14 条 一般旅客自動車運送事業者は、【運送の申込み】を受けた順序により、旅客の運送をしなければならない。ただし、【急病人】を【運送】する場合、一般乗合旅客自動車運送事業について運送の申込みを受けた順序による旅客の運送を行うことにより輸送の効率が著しく低下する場合その他【正当な事由】がある場合は、この限りでない。

01 道路運送法 0140

(事業計画の変更)

第 15 条 一般旅客自動車運送事業者は、【事業計画】の【変更】（第 3 項、第 4 項及び次条第 1 項に規定するものを除く。）をしようとするときは、【国土交通大臣】の【認可】を受けなければならない。

2 第 6 条の規定は、前項の【認可】について【準用】する。

3 一般旅客自動車運送事業者は、【営業所】ごとに【配置】する【事業用自動車の数】その他の【国土交通省令】で定める事項に関する【事業計画】の【変更】をしようとするときは、【あらかじめ】、その旨を【国土交通大臣】に【届け出】なければならない。

4 一般旅客自動車運送事業者は、【営業所】の【名称】その他の国土交通省令で定める【軽微な事項】に関する【事業計画】の【変更】をしたときは、【遅滞なく】、その旨を【国土交通大臣】に【届け出】なければならない。

※ 4 項「国土交通省令」＝道路運送法施行規則第 15 条の 2

01 道路運送法 0150

(事業計画等に定める業務の確保)

第 16 条 【一般旅客自動車運送事業者】は、【天災】その他【やむを得ない事由】がある場合のほか、【事業計画】(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、【事業計画】及び運行計画。次項において同じ。)に定めるところに従い、その【業務】を行わなければならない。

2 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者が前項の規定に【違反】していると認めるときは、当該一般旅客自動車運送事業者に対し、【事業計画】に従い【業務】を行うべきことを【命ずる】ことができる。

01 道路運送法 0160

(禁止行為)

第 20 条 【一般旅客】自動車運送事業者は、【発地】及び【着地】の【いずれもが】その【営業区域外】に存する【旅客の運送】(路線を定めて行うものを除く。第 2 号において「営業区域外旅客運送」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 【災害】の場合その他【緊急】を要するとき。

二 地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合として国土交通省令で定める場合において、地方公共団体、【一般旅客】自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において当該地域における旅客輸送を確保するため営業区域外旅客運送が必要であることについて協議が調った場合であつて、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるとき。

※ 2 号「国土交通省令」=道路運送法施行規則第 18 条の 2・第 18 条の 3

01 道路運送法 0170

(乗合旅客の運送)

第 21 条 【一般貸切旅客自動車】運送事業者及び【一般乗用旅客自動車】運送事業者は、次に掲げる場合に限り、【乗合旅客の運送】をすることができる。

一 【災害】の場合その他【緊急を要する】とき。

二 【一般乗合旅客】自動車運送事業者によることが【困難な場合】において、【一時的】な【需要】のために【国土交通大臣】の【許可】を受けて【地域及び期間】を【限定】して行うとき。

01 道路運送法 0180

(輸送の安全性の向上)

第 22 条 一般旅客自動車運送事業者は、【輸送の安全】の【確保】が最も重要であることを【自覚】し、絶えず【輸送の安全性】の【向上】に努めなければならない。

01 道路運送法 0190

(運転者の制限)

第 25 条 【一般旅客自動車運送事業者】は、【年齢】、【運転の経歴】その他【政令】で定める【一定の要件】を備える者でなければ、その【事業用自動車】の【運転をさせてはならない】。ただし、当該【運行】が【旅客の運送】を【目的】としない場合は、この【限り】でない。

01 道路運送法 0200

(輸送の安全等)

第 27 条 一般旅客自動車運送事業者は、事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画）の遂行に必要となる員数の運転者の確保、事業用自動車の運転者がその【休憩】又は【睡眠】のために利用することができる施設の整備、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び【乗務時間】の設定その他の運行の管理その他事業用自動車の運転者の【過労運転】を【防止】するために必要な【措置】を講じなければならない。

2 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が【疾病】により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを【防止】するために必要な【医学的知見】に基づく【措置】を講じなければならない。

3 前 2 項に規定するもののほか、一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者、車掌その他旅客又は【公衆】に接する従業員（次項において「運転者等」という。）の適切な指導監督、事業用自動車内における当該事業者の氏名又は名称の【揭示】その他の旅客に対する適切な情報の提供その他の【輸送の安全】及び【旅客の利便】の確保のために必要な事項として【国土交通省令】で定めるものを【遵守】しなければならない。

4 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者が、第 22 条の 2 第 1 項、第 4 項若しくは第 6 項、第 23 条第 1 項、第 23 条の 5 第 2 項若しくは第 3 項若しくは前 3 項の規定又は安全管理規程を遵守していないため輸送の安全又は旅客の利便が確保されていないと認めるときは、当該一般旅客自動車運送事業者に対し、運行管理者に対する必要な権限の付与、必要な員数の運転者の確保、施設又は運行の管理若しくは運転者等の指導監督の方法の改善、旅客に対する適切な情報の提供、当該安全管理規程の遵守その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

5 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員は、運行の安全の確保のために必要な事項として国土交通省令で定めるものを遵守しなけ

ればならない。

01 道路運送法 0210

(事故の報告)

第 29 条 【一般旅客自動車運送事業者】は、その【事業用自動車】が【転覆】し、【火災】を起こし、その他【国土交通省令】で定める【重大な事故】を引き起こしたときは、【遅滞なく事故の種類】、【原因】その他【国土交通省令】で定める事項を【国土交通大臣】に【届出】なければならない。

※ 「国土交通省令」 = 自動車事故報告規則

01 道路運送法 0220

(国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第 29 条の 2 【国土交通大臣】は、【毎年度】、第 27 条第 4 項の規定による【命令】に係る事項、前条の規定による【届出】に係る事項その他の国土交通省令で定める【輸送の安全】にかかわる【情報を整理】し、これを【公表】するものとする。

01 道路運送法 0230

(一般旅客自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第 29 条の 3 【一般旅客自動車運送事業者】は、【国土交通省令】で定めるところにより、【輸送の安全】を【確保】するために講じた【措置】及び講じようとする【措置】その他の国土交通省令で定める【輸送の安全】にかかわる【情報】を【公表】しなければならない。

※ 「国土交通省令」 = 旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7

01 道路運送法 0240

(公衆の利便を阻害する行為の禁止等)

第 30 条 【一般旅客自動車運送事業者】は、【旅客】に対し、【不当な運送条件】によることを求め、その他【公衆の利便】を【阻害】する【行為】をしてはならない。

2 【一般旅客自動車運送事業者】は、【一般旅客自動車運送事業】の【健全な発達】を【阻害する結果】を生ずるような【競争】をしてはならない。

3 【一般旅客自動車運送事業者】は、【特定の旅客】に対し、【不当】な【差別的取扱い】をしてはならない。

4 【国土交通大臣】は、前 3 項に規定する【行為】があるときは、【一般旅客自動車運送事業者】に対し、当該【行為】の【停止】又は【変更】を【命ずる】ことができる。

01 道路運送法 0250

(事業改善の命令)

第 31 条 【国土交通大臣】は、【一般旅客自動車運送事業者】の【事業】について【旅客の利便】その他【公共の福祉】を【阻害】している事実があると認めるときは、【一般旅客自動車運送事業者】に対し、次に掲げる事項を【命ずる】ことができる。

- 一 【事業計画】(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画又は【運行計画】)を【変更】すること。
- 二 【運賃等】の【上限を変更】すること。
- 三 第 9 条の 3 第 1 項の【運賃又は料金】を【変更】すること。
- 四 【運送約款】を【変更】すること。
- 五 自動車その他の【輸送施設を改善】すること。
- 六 【旅客】の【円滑な輸送】を【確保】するための【措置】を講ずること。
- 七 【旅客の運送】に関し支払うことあるべき【損害賠償】のため【保険契約を締結】すること。

音声 01 道路運送法 0260

(名義の利用、事業の貸渡し等)

第 33 条 【一般旅客自動車運送事業者】は、その【名義】を【他人】に【一般旅客自動車運送事業】又は特定旅客自動車運送事業のため【利用】させてはならない。

2 【一般旅客自動車運送事業者】は、【事業の貸渡し】その他【いかなる方法】をもってするかを問わず、【一般旅客自動車運送事業】又は特定旅客自動車運送事業を【他人】にその名において【経営】させてはならない。

01 道路運送法 0270

(事業の譲渡及び譲受等)

第 36 条 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、【国土交通大臣】の【認可】を受けなければ、その【効力】を生じない。

2 一般旅客自動車運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般旅客自動車運送事業者たる法人と一般旅客自動車運送事業を営まない法人が合併する場合において、一般旅客自動車運送事業者たる法人が存続するとき又は一般旅客自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般旅客自動車運送事業を承継させないときは、この限りでない。

3 第 6 条の規定は、前 2 項の認可について準用する。

4 一般旅客自動車運送事業者たる法人の合併又は分割があつたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により一般旅客自動車運送事業を承継した法人は、許可に基づく権利義務を承継する。

01 道路運送法 0280

(相続)

第 37 条 一般旅客自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が 2 人以上ある場合においてその【協議】により当該一般旅客自動車運送事業を【承継】すべき相続人を定めたときは、その者。以下同じ。）が【被相続人】の経営していた一般旅客自動車運送事業を引き続き経営しようとするときは、被相続人の【死亡後 60 日】以内に、国土交通大臣の【認可】を受けなければならない。

2 相続人が前項の【認可】の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその【認可】があった旨又は【認可】をしない旨の【通知】を受ける日までは、被相続人に対してした一般旅客自動車運送事業の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第 6 条の規定は、第 1 項の認可について準用する。

4 第 1 項の認可を受けた者は、被相続人に係る許可に基づく権利義務を承継する。

01 道路運送法 0290

(事業の休止及び廃止)

第 38 条 【一般旅客自動車運送事業者】（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）は、その事業を【休止】し、又は【廃止】しようとするときは、その【30 日前】までに、その旨を【国土交通大臣】に【届け出】なければならない。

2 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、その事業を【休止】し、又は【廃止】しようとするときは、その 6 月前（利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その 30 日前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 第 15 条の 2 第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の場合について準用する。

4 【一般旅客自動車運送事業者】は、その事業を【休止】し、又は【廃止】しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、【あらかじめ】、その【旨を公示】しなければならない。

※ 4 項「国土交通省令」=旅客自動車運送事業運輸規則第 7 条

01 道路運送法 0300

(許可の取消し等)

第 40 条 【国土交通大臣】は、【一般旅客自動車運送事業者】が次の各号のいずれかに該当するときは、【6 月以内】において【期間を定めて】自動車その他の【輸送施設】の当該事業のための【使用の停止】若しくは【事業の停止】を命じ、又は【許可】を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく【命令】若しくはこれらに基づく【処分】又は【許可】若しくは【認可】に付した【条件】に【違反】したとき。

二 【正当な理由】がないのに【許可】又は【認可】を受けた【事項】を【実施】しないと

き。

三 第7条第1号、第7号又は第8号に該当することとなったとき。

第41条 **【国土交通大臣】**は、前条の規定により事業用自動車の【使用の停止】又は【事業の停止】を命じたときは、当該事業用自動車の【道路運送車両法】による【自動車検査証】を【国土交通大臣】に【返納】し、又は当該事業用自動車の同法による【自動車登録番号標】及びその【封印】を取り外した上、その【自動車登録番号標】について【国土交通大臣】の【領置】を受けるべきことを【命ずる】ことができる。

2 **【国土交通大臣】**は、前条の規定による事業用自動車の【使用の停止】又は【事業の停止】の【期間】が【満了】したときは、前項の規定により【返納】を受けた【自動車検査証】又は同項の規定により【領置】した【自動車登録番号標】を【返付】しなければならない。

3 前項の規定により【自動車登録番号標】(次項に規定する自動車に係るものを除く。)の返付を受けた者は、当該自動車登録番号標を当該自動車に【取り付け】、**【国土交通大臣】**の【封印】の【取付け】を受けなければならない。

4 **【国土交通大臣】**は、第1項の規定による命令に係る自動車であって、**【道路運送車両法】**第16条第1項の申請(同法第15条の2第5項の規定により申請があったものとみなされる場合を含む。)に基づき【一時抹消登録】をしたものについては、前条の規定による事業用自動車の【使用の停止】又は【事業の停止】の期間が【満了】するまでは、同法第18条の2第1項本文の【登録識別情報】を【通知】しないものとする。

01 道路運送法 0310

第5章 自家用自動車の使用

(有償運送)

第78条 **【自家用自動車】**(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場合を除き、**【有償】**で運送の用に供してはならない。

一 **【災害】**のため**【緊急】**を要するとき。

二 市町村(特別区を含む。)、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める**【旅客の運送】**(以下「自家用有償旅客運送」という。)を行うとき。

三 【公共の福祉】を【確保】するため【やむを得ない場合】において、【国土交通大臣】の【許可】を受けて【地域】又は【期間】を【限定】して運送の用に供するとき。

01 道路運送法 0320

(登録)

第 79 条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

01 道路運送法 0330

第 6 章 雑則

(運送に関する命令)

第 84 条 【国土交通大臣】は、当該運送が【災害の救助】その他【公共の福祉】を【維持】するため【必要】であり、かつ、当該運送を行う者がいない場合又は【著しく不足】する場合に限り、【一般旅客自動車運送事業者】又は貨物自動車運送事業法による【一般貨物自動車運送事業者】(以下「一般貨物自動車運送事業者」という。)に対し、運送すべき【旅客】若しくは【貨物】、運送すべき【区間】、これに【使用】する【自動車】及び【運送条件】を指定して運送を命じ、又は【旅客】若しくは【貨物】の【運送の順序】を定めて、これによるべきことを【命ずる】ことができる。

2 前項の規定による【命令】で次条の規定による【損失の補償】を伴うものは、これによって必要となる【補償金】の総額が国会の議決を経た【予算の金額】を超えない【範囲内】でこれをしなければならない。

01 道路運送法 0340

(損失の補償)

第 85 条 前条第 1 項の規定による命令により損失を受けた者に対しては、その損失を補償する。

2 前項の規定による補償の額は、当該一般旅客自動車運送事業者又は一般貨物自動車運送事業者がその運送を行ったことにより通常生ずべき損失の額とする。

3 前 2 項に規定するもののほか、損失の補償に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

01 道路運送法 0350

(免許等の条件又は期限)

第 86 条 【免許】、【許可】、【登録】又は【認可】には【条件】又は【期限】を付し、及びこれを【変更】することができる。

2 前項の【条件】又は【期限】は、公衆の【利益】を【増進】し、又は【免許】、【許可】、【登録】若しくは【認可】に係る事項の【確実な実施】を図るため必要な【最少限度】のものに限り、かつ、当該【道路運送事業者】(道路運送事業を經營する者をいう。以下同じ。)又は【自家用有償旅客運送者】に【不当な義務】を課することとならないものでなければならない。

01 道路運送法 0360

(運輸審議会への諮問)

第 88 条の 2 【国土交通大臣】は、次に掲げる【処分等】をしようとするときは、【運輸審議会】に諮らなければならない。

- 一 第 9 条第 1 項の規定による運賃等の上限の認可
- 二 第 9 条第 7 項 (第 9 条の 2 第 2 項及び第 9 条の 3 第 6 項において準用する場合を含む。)の規定による運賃又は料金の変更の命令
- 三 第 9 条の 3 第 1 項の規定による【運賃等】の【認可】
- 四 第 31 条の規定による【運賃等】の【上限】又は【運賃若しくは料金】の【変更の命令】
- 五 第 40 条 (第 43 条第 5 項において準用する場合を含む。)の規定による【事業の停止】の【命令】又は【許可の取消し】
- 六 第 94 条の 2 の規定による基本的な方針の策定

01 道路運送法 0370

(利害関係人等の意見の聴取)

第 89 条 【地方運輸局長】は、その権限に属する次に掲げる事項について、必要があると認めるときは、【利害関係人】又は参考人の出頭を求めて意見を【聴取】することができる。

- 一 一般乗合旅客自動車運送事業における運賃等の上限に関する認可
- 二 【一般乗用旅客】自動車運送事業における【運賃等】に関する【認可】
- 2 【地方運輸局長】は、その権限に属する前項各号に掲げる事項について【利害関係人】の申請があったとき、又は【国土交通大臣】の権限に属する同項各号に掲げる事項若しくは【旅客自動車運送事業】の【停止の命令】若しくは【許可の取消し】について【国土交通大臣】の指示があったときは、【利害関係人】又は【参考人】の出頭を求めて意見を【聴取】しなければならない。
- 3 前 2 項の意見の【聴取】に際しては、【利害関係人】に対し、【証拠】を提出する機会が与えられなければならない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の意見の【聴取】に関し必要な事項は、[国土交通省令](#)で定める。

※ 4 項「国土交通省令」=道路運送法施行規則第 55 条～第 59 条

01 道路運送法 0380

(聴聞の特例)

第 90 条 [地方運輸局長](#)が、その権限に属する【旅客自動車運送事業】若しくは【自家用有償旅客運送】の【業務の停止】の【命令】をしようとするとき、又は都道府県知事若しくは市町村長がその権限に属する自家用有償旅客運送の業務の停止の命令をしようとする

ときは、【行政手続法】第 13 条第 1 項の規定による【意見陳述】のための【手続】の【区分】にかかわらず、【聴聞】を行わなければならない。

2 【地方運輸局長】の権限に属する【旅客自動車運送事業】の【停止の命令】若しくは【許可の取消し】若しくは【自家用有償旅客運送】の【業務の停止】の命令若しくは【登録の取消しの処分】又は都道府県知事若しくは市町村長の権限に属する自家用有償旅客運送の業務の停止の命令若しくは【登録の取消し】の処分に係る【聴聞】の【主宰者】は、行政手続法第 17 条第 1 項の規定により当該【処分】に係る【利害関係人】が当該【聴聞】に関する手続に参加することを求めたときは、これを【許可】しなければならない。

3 前項の【聴聞】の【主宰者】は、【聴聞の期日】において【必要】があると認めるときは、【参考人】の出頭を求めて意見を【聴取】することができる。

01 道路運送法 0390

(道路運送に関する団体)

第 92 条 道路運送事業者その他の自動車を使用する者が次に掲げる事業の全部又は一部を行うことを目的として組織する団体は、その成立の日から 30 日以内に、国土交通省令で定める事項について国土交通大臣に届け出なければならない。

一 構成員の行う道路運送に関する指導、調査及び研究

二 構成員の行う道路運送に必要な物資の共同購入、共同設備の設置その他構成員の行う道路運送に関する共同施設

三 構成員に対する道路運送に関し必要な資金の貸付け(手形の割引を含む。)及び構成員のためにするその借入れ

四 構成員の道路運送に関する債務の保証

五 構成員の行う道路運送に関し必要な資金の融通のあっせん

六 構成員の行う道路運送の用に供する物資の購入のあっせん

七 団体としての意見の公表又は適当な行政庁に対する申出

八 この法律の規定により構成員が提出する報告書等の取りまとめ

九 前号に掲げるもののほか、行政庁が構成員に対して発する通知の構成員への伝達その他行政庁の行うこの法律の施行のためにする措置に対する協力

十 この法律の違反行為の予防

01 道路運送法 0400

(自動車運送の総合的発達のためにする措置)

第 93 条 【国土交通大臣】は、自動車運送の【総合的な発達】を図るために、自動車運送相互の【調整を図る】とともに、自動車運送に関する【資金の融通のあっせん】、自動車運送の用に供する【物資の確保】及び自動車事故による【損害賠償】を【保障】する【制度の確立】に努めなければならない。

01 道路運送法 0410

(報告、検査及び調査)

第 94 条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、道路運送事業者、自家用有償旅客運送者その他自動車を所有し、若しくは使用する者又はこれらの者の組織する団体に、国土交通省令で定める手続に従い、事業、自家用有償旅客運送の業務又は自動車の所有若しくは使用に関し、報告をさせることができる。

2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、適正化機関に、国土交通省令で定める手続に従い、その事業に関し、報告をさせることができる。

3 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関に、国土交通省令で定める手続に従い、試験事務に関し、報告をさせることができる。

4 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員をして自動車、自動車の所在する場所又は道路運送事業者、自家用有償旅客運送者その他自動車を所有し、若しくは使用する者若しくはこれらの者の組織する団体の事務所その他の事業場（道路運送事業、自家用有償旅客運送の業務又は自動車の管理に係るものに限る。）に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

5 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員をして適正化機関又は指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

6 国土交通大臣は、自動車による輸送の実情の調査を行うため特に必要があると認めるときは、その職員をして、当該調査のため必要な限度において、道路を通行する自動車の運転者に対し一時当該自動車を停止することを求め、及び運転者又はその補助者に輸送の経路、貨物の種類その他の事項を質問させることができる。

7 前 3 項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

8 第 4 項から第 6 項までの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

※ 1 項「国土交通省令」=旅客自動車運送事業等報告規則

音声 01 道路運送法 0420

(自動車に関する表示)

第 95 条 **【自動車】**(軽自動車たる自家用自動車、**【乗車定員 10 人以下】**の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く。)を使用する者は、その自動車の**【外側】**に、**【使用者の氏名】**、**【名称】**又は**【記号】**その他の**【国土交通省令】**で定める事項を**【見やすいように表示】**しなければならない。

01 道路運送法 0430

第7章 罰則

第96条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、3年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第4条第1項の規定に違反して一般旅客自動車運送事業を経営したとき。
- 二 第33条(第43条第5項及び第72条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。
- 三 第47条第1項の規定に違反して自動車道事業を経営したとき。

01 道路運送法 0440

第97条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑若しくは150万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第25条(第43条第5項において準用する場合を含む。)、第78条又は第83条の規定に違反したとき。
- 二 第27条第4項の規定による命令(輸送の安全の確保に係るものに限り、一般乗用旅客自動車運送事業者に対するものを除く。)に違反したとき。
- 三 第35条第1項又は第70条の2第1項の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでしたとき。
- 四 第40条(第43条第5項及び第72条において準用する場合を含む。)の規定による輸送施設の使用の停止又は事業の停止の処分に違反したとき。
- 五 第43条第1項の規定に違反して、特定旅客自動車運送事業を経営したとき。
- 六 第57条第1項、第58条第1項、第60条第1項(第75条第3項において準用する場合を含む。)又は第75条第1項の規定による検査を受けないで、又はこれに合格しないで、自動車道の供用を開始したとき(第59条第1項の規定により一般自動車道の一部につき検査を受け、これに合格した場合において、その部分につき供用を開始したときを除く。)
- 七 不正の手段により第79条の登録又は第79条の6第1項の有効期間の更新の登録を受けたとき。
- 八 第81条第1項の規定による処分に違反したとき。

01 道路運送法 0450

第98条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、100万円以下の罰金に処する。

- 一 第9条第3項若しくは第6項、第9条の2第1項若しくは第9条の3第5項の規定による届出をしないで、又はこれらの規定若しくは第9条第4項若しくは第9条の3第3項

の規定により届け出た運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を収受したとき。

二 第9条第7項（第9条の2第2項及び第9条の3第6項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して、運賃又は料金を収受したとき。

三 第9条の3第1項の規定による認可を受けないで、若しくは認可を受けた運賃若しくは料金によらないで、運賃若しくは料金を収受し（同条第3項の規定による届出をした場合を除く。）、又は第61条第1項の規定による認可を受けないで、若しくは認可を受けた使用料金によらないで、使用料金を収受したとき。

四 第10条（第72条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、運賃又は料金の割戻しをしたとき。

五 第11条第1項の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた運送約款によらないで、運送契約を締結したとき。

六 第13条、第20条（第43条第5項において準用する場合を含む。）、第23条第1項（第43条第5項において準用する場合を含む。）、第41条第3項（第43条第5項及び第81条第2項において準用する場合を含む。）、第65条又は第68条第5項の規定に違反したとき。

七 第15条第1項（第43条第5項において準用する場合を含む。）、第19条第1項、第54条第1項（第67条（第75条第3項において準用する場合を含む。）及び第75条第3項において準用する場合を含む。）又は第66条第1項の規定により認可を受けてしなければならない事項を認可を受けないでしたとき。

八 第15条第3項（第43条第5項において準用する場合を含む。）又は第15条の2第1項の規定による届出をしないで事業計画を変更したとき。

九 第15条の3第1項の規定による届出をしないで運行をしたとき。

十 第15条の3第2項の規定による届出をしないで運行計画を変更したとき。

十一 第16条第2項、第19条の2、第22条の2第3項若しくは第7項（これらの規定を第43条第5項において準用する場合を含む。）、第27条第4項（第43条第5項において準用する場合を含む。）、第30条第4項（第72条において準用する場合を含む。）、第31条、第41条第1項（第43条第5項及び第81条第2項において準用する場合を含む。）、第55条（第75条第3項において準用する場合を含む。）、第70条（第75条第3項において準用する場合を含む。）、第73条第2項（第75条第3項において準用する場合を含む。）又は第84条第1項の規定による命令に違反したとき（第27条第4項の規定による命令に違反したときにあつては、第97条第2号に該当する場合を除く。）。

十二 第22条の2第1項（第43条第5項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、又は届け出た安全管理規程（第22条の2第2項第2号及び第3号（これらの規定を第43条第5項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）によらないで、事業を行ったとき。

十三 第22条の2第4項（第43条第5項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、安全統括管理者を選任しなかったとき。

十四 第 22 条の 2 第 5 項又は第 23 条第 3 項（これらの規定を第 43 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十五 第 38 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、事業を休止し、又は廃止したとき。

十六 第 62 条第 1 項若しくは第 63 条第 1 項（第 75 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた供用約款若しくは供用制限によらないで、自動車道の供用契約を締結したとき。

十七 第 70 条の 3 第 1 項又は第 80 条第 1 項の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

十八 第 94 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十九 第 94 条第 4 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をしたとき。

01 道路運送法 0460